

佐賀県指令 2 建設技第 471 号
令和 2年10月14日

〒840-0861
佐賀県佐賀市
嘉瀬町中原2025-8

小城重機建設(株)

北川 弘樹 様

佐賀県知事 山口 祥義



一般 建設業の許可について (通知)

令和 2年 9月 16日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号	佐賀県知事 許可(般-2) 第 1724号
許可の有効期間	令和 2年10月14日から 令和 7年10月13日まで
建設業の種類	

土木工事業
石工事業
舗装工事業
塗装工事業
解体工事業

とび・土工工事業
鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 7年 9月 13日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)